

令和5年度 第2回摂津市子ども・子育て会議 要点録

日 時：令和5年10月12日（木）13：00～15：10

場 所：摂津市役所上下水道部大会議室及びオンライン

出席者：米澤 好史会長、榎谷 佳純副会長、新屋 幸一委員、大峰 靖子委員、粕谷 祐子委員、
峰松 由紀子委員、島内 嘉紀委員、園田 裕紹委員、田中 和彦委員、川上 三千代委
員、杉山 真理子委員、川口 弘美委員、切東 美子委員、濱口 恵子委員 計14名
事務局：7名

案件1 第2期子ども・子育て支援事業計画進捗管理について（資料1-1、1-2、1-3）

【事務局】－案件について説明－

【委員】 待機児童の解消は厳しい状況である中で、第2期子ども・子育て支援事業計画が現在の実態とかけ離れているように感じる。社会福祉協議会のデータでは、5歳児と1歳児の人数を見ると、43市町村の中で摂津市だけ増えている。この点をふまえると、この事業計画が実態に合っているのか疑問に思う。

また、先程事務局から、量の見込みと確保の実績の報告があったが、「確保の実績はあるが、それでも待機児童は解消されておらず」と書いてある。この記載だけでは待機児童がどれだけいるのか分からない。例えば、資料1-2のP.7の2号認定（保育）でいうと、量の見込みが1,301人に対し確保の実績が1,391人と記載されているが、待機児童が何人いるのかは記載されていないため、実際にどれだけ保育の受け皿が足りていないのかが分からない。

待機児童を解消するためには新たな保育施設を増やすだけではなく、既存の施設をどう利用しながら待機児童を解消していくかという観点も必要ではないか。幼保連携型認定こども園であれば、1号認定から3号認定のお子さんまでが同じ施設で過ごしているの、1号認定の園児数が減っているのであれば1号認定の定員の枠を2号または3号認定の定員の枠に変えるという考え方もある。例えば、摂津市立べふこども園はここ数年、2・3号認定の利用人数は定員を超えているが、1号認定は定員に達していない。教室に余裕がある状態だといえるので、2号または3号認定の定員を増やして園児を入れていくことができるのではないか。

これに兼ね合わせて、要保護児童対策地域協議会の子どもの受入れについて、就学前のお子さんはどこかに所属してもらわないといけない。そのとき、公立園できちんとその枠を用意していくことが大切である。空いている部屋がある以上、保育士を入れて子どもを受け入れる用意をしてもらいたい。

【事務局】 進捗管理の中で待機児童の人数に触れていないという点については、今後改善していきたい。

待機児童の現状については、令和4年度は27名、令和5年4月1日時点は29名となっており、両年とも安威川以北圏域の1歳児である。待機児童の解消に向けて

は、保育の受け皿と保育士の確保が必要と感じている。

現状、保育施設の定員に対して、大半の施設が定員いっぱいまで受け入れていただいているが、一部の施設では定員いっぱいまでの受入れができていない施設もある。その要因の一つとしては、保育連盟からも要望いただいた、人材確保の課題があると考えている。この課題については、他市が単独で行っている、保育士確保に向けた様々な制度を参考にしながら、来年度に向けて検討してまいりたい。

【委員】 資料1-2のP.20の子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業で「学校や就学前施設との連携強化を図った」という記載があり、私どもも幼保ソーシャルワーカーの方とは巡回等でお話をさせていただき、大変助けていただいている。ただし、学校と家庭児童相談課、保育施設と家庭児童相談課といった個々では連携されていると思うが、保育施設に在園している児童の中には小学校に在籍している兄弟もおり、現場同士も連携して情報交換ができる場も作っていただきたい。以前、広域入所で吹田市の児童を受け入れていた際、問題が起こった際には吹田市の小学校に呼ばれてケース会議を行い、現場同士で情報の交換・共有ができた経験がある。摂津市は、現場同士の間の仲介的な役割は担っていただいているが、現場同士の情報交換等についても考えていただきたい。

【事務局】 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業で現場同士の会議の場を設けてもらいたいというご意見についてお話しさせていただく。学校や保育施設、家庭児童相談課また医療が必要等であれば医療機関の方に来ていただく個別ケース検討会議を昨年度は54回ほど開催している。現場の方で様々な機関と情報を共有して今後の支援方針を立てたいということであれば、調整機関である家庭児童相談課が日程調整等を行い、関係機関を集めての会議を実施させていただきたいと考えている。

【委員】 2点質問をさせていただく。まず1点目は、資料1-2のP.21の「多様な主体の参入促進事業」で、令和4年度の実績は「未実施」とあるが、これは具体的に何をどうする事業なのか、詳細を聞きたい。

2点目は、資料1-3のP.2で、「一時預かり事業については、レスパイト利用の希望が増加している」とあるが、この「レスパイト」とはどのような意味を表しているのかを教えてください。

【事務局】 1点目の多様な主体の参入促進事業については、資料に記載してある通り、「特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究をはじめ、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業」である。本市は、社会福祉法人や学校法人等を中心として民間保育施設を運営していただいているというところから、実際に当該事業を実施する必要性はないと考えていることから、実施を見送っている状態である。

2点目の「レスパイト」はどのような意味を表しているのかというご質問については、「育児負担の解消」を表している。以前は就労や就学、傷病といった要因で一時預かりを利用する世帯が多かったが、直近は育児負担の解消を要因とした利用が多い。

実際に出産育児課の保健師からも、このような声があがってきていることから、子育て世帯の育児負担解消のために一時預かり事業を今後もより充実させていきたいと考えている。

【委員】 摂津市は総合計画に替えて行政経営戦略を作られ、行政経営戦略との対比で様々な計画の進捗管理を実施されているが、第2期子ども・子育て支援事業計画に明記されているとおり、子ども・子育て支援事業計画の上位計画として地域福祉計画が位置づけられている。地域福祉法の改正によってすべての福祉の個々の分野に対する上位計画として地域福祉計画が位置づけられたという経緯があるので、直近の上位計画である地域福祉計画との対比で進捗管理を実施することが本来の姿ではないかと思う。地域福祉計画は地域福祉法つまり法律に基づいて策定された地域福祉計画を軽視するといった形になるのではないかと感じる。

【事務局】 委員のおっしゃるとおり、子ども・子育て支援事業計画の直近の上位計画は地域福祉計画である。また、地域福祉計画についても行政経営戦略の一つの分野計画という位置づけをされており、資料1-3のような形での進捗管理は地域福祉計画でも実施している。地域福祉計画の進捗管理においては、子どもに関する施策については子ども・子育て支援事業計画で進捗管理を行うという記載になっている。子ども・子育て支援事業計画及び地域福祉計画の進捗管理における記載の方法が適切なのかという点については、今回いただいたご意見を踏まえ、行政経営戦略の所管課である政策推進課とも今後協議を行っていきたい。

【委員】 ファミリー・サポート・センター事業について、資料1-2のP.18では405件、資料1-3のP.2では436件と資料によって数値が違うが、これは事務局からの説明でもあったように登録者数と活動件数という違いがあるからであるということも補足させていただく。また課題として挙げている、依頼する側への制度周知に関しては出産育児課から行われているように思うが、逆に支援を提供する側への募集の周知がなかなか行き届いていないように思う。若い世代の方にも参加していただきたいが、募集をしていること自体があまり知られていない。市の一般的な周知方法である自治会を通した回覧周知に頼っていることもあり、自治会の加入件数が全体的に減少している関係から、自治会未加入の世帯や新規のマンションに入居された世帯等に浸透しないということもある。そのため、市の広報紙のように全戸配布による周知を是非検討いただきたいと思う。

また、周知の方法しか触れられていないが、支援を提供する場所の拡充についても課題があると考えている。通常は、提供する方の自宅で依頼のあった世帯の子どもを預かるという形式だが、依頼を受けることが多い朝の時間帯は提供する側にとっても家が片付いていない等で、子どもを安全に預かることができない環境下にある世帯も多く存在する。そこで、地域にある集会所や公共施設等の空いているスペースを活用した支援の提供といった形式も検討いただきたい。

ファミリー・サポート・センターの支援の提供に関連して、学童保育の預かり開始時

間について、長期休暇中の学童保育の預かりは午前 8 時 30 分からだが、もう少し早い時間帯から学童保育で見てあげることができればと思う。提供する側の中には、支援を提供したいが午前 8 時 30 分までは学童保育に預けている自身の子が自宅にいるため、支援を提供することが難しいと感じている声をよく耳にする。そこで、長期休暇中の学童保育の預かり開始時間を早めることができれば、ファミサポの支援の提供もより充実するのではないかと。

【事務局】 ファミリー・サポート・センター事業における提供会員の数が少ないという課題について、会員数としては近年増加しているが、その増加の要因は依頼会員の増加である。現在、把握している限りでは、依頼を受けたものの提供会員がいないため利用できなかったというケースはないと確認しているが、現在の状態が続くと利用したいと依頼しても利用できないといった事態が今後いつ起きてもおかしくない状態であるということも認識している。出産育児課としては、ターゲットを明確にして提供会員を増やす取組を行っている。具体的にはわくわく広場の指導員や青少年指導員等の子育てに関してご尽力いただいている方に対して、提供会員になっていただけないかということで、会議等に出席して説明を行ったり、チラシを配布している。

朝の時間帯については、忙しくしている状態で、提供会員がなかなか依頼を受けることができないということは、当課としても認識している。先程のご意見でもあったように、公共施設や集会所、また公園でも当該事業を行うことは可能である。公共施設が朝 8 時より前に空いているのかという問題はあつたものの、条件さえ整えれば提供会員の自宅以外でも実施できると考えている。

【事務局】 学童保育事業について、様々な要望をいただいている中で、長期休業中の保育開始時間についても要望があることは認識しているが、現状は人員確保の問題やシフトの課題のために実現には至っていない。市としては、多くのご要望の中でも、まずは高学年保育の開始が最優先の課題だと認識しており、進めてまいりたいと考えている。その後に要望を整理する中で、長期休業中の開始時間等についても検討してまいりたい。

【委員】 ファミリーサポートについては、現在援助会員としてお手伝いを実際にさせて頂く中で、援助会員が少ない理由として、他の家庭のお子様を預かることへの抵抗を持っている方が多いのが現状である。また、若い人材にも興味を持ってもらうということであれば、紙ベース発信ではなく摂津市のラインにてお知らせするなどが周知しやすいのではないかと感じた。

また、他市では様々な子育て情報をラインにてたくさん発信されている。吹田市などは公民館で行われるマタニティや子育て情報もラインにて公開されているので、このようなことも検討されたいと思う。現在の摂津市のラインは、発信する情報が少ないと感じている。

【委員】 資料 1-3 の P.3 や P.16 で記載されている地域学校連携活動支援事業について、子どもの通学時の見守り活動については触れられているが、学校全体でコミュニティー

スクール化に向けての取り組みが進められている中で、この事業は単にコミュニティー学校が学校運営協議会の設置という形式で終わるのではなく、実態としてコミュニティースクール化させていくうえで、学校の個々の様々な事業を含めた色々な分野で地域と学校が連携し、子どもを地域全体で育てていくという視点からの取組が必要であると感じる。そういう意味で、「様々な分野の地域と学校での協働をさらに推進する」といった内容を明記すべきではないかと思う。

【事務局】 コミュニティー学校については学校教育課の所管課ということもあり記載していないが、全く連携していないことはない。実際に、別府小学校で試行実施しているので、進捗状況等を見ながら、連携がとれるように考えていきたい。

【委員】 進捗管理についての要望と意見を述べさせていただく。要望は KPI の見直し、KPI に影響する中項目の見直し、中項目の記載の仕方の 3 つである。

まず、KPI の役割は、大項目に対して大事な指標を数値化し、それを達成するために中項目に記載の取組を行っていくという形になるが、その関係性が繋がっていないものが多い。例をいうと、資料 1-3 の P.11 で、大項目として「子育てと仕事を両立できる環境づくり」、KPI として「就学前児童数」が設定されているが、ここでは「待機児童数」が KPI として設定されるべきではないかと感じている。待機児童数が減っていくと、結果として子育てと仕事を両立しやすい環境に近づいているということに繋がることから、待機児童数の減少をこの KPI に設定し、中項目に待機児童を減らすための取組が入ってくるべきではないか。大項目 1～5 の KPI として一律に就学前児童数が入っているが、大項目で着目しているところがそれぞれ違うのに、同じ指標で効果を測ろうとしているところに違和感がある。

次に、KPI に影響する中項目の見直しについて。例をいうと、資料 1-3 の P.1 で、ここでは、「就学前児童数」と「地域で子どもを見守り育む環境が整っていると思う」と回答した市民の割合」が KPI として設定されている。これらの KPI に対して、中項目の一つ目のマタニティマークの配付を例にあげさせていただくと、設定した KPI に対して、何らかの効果があることからマタニティマークを配付されていると思うが、この取組を行うことによってどのように KPI が向上したのかが資料からは分からない。おそらく、2 つ目の KPI にある「地域で子どもを見守り育む環境が整っている」というところに繋がってくるのだと思うが、それであれば、「マタニティマークをどこかで見せたときに適切な配慮が得られた等の実感がある」ということがアンケートの結果として返ってくるのであれば、配付して良かったと直接的に繋がると思う。この資料の中項目では、マタニティマークを配付したということだけで終わっているが、これが果たして、大項目の「子ども・子育てを支援する環境づくり」にどのくらい効果があるのかが分からないのではないかと。

中項目の記載の仕方についてだが、この資料からは、マタニティマークを配付したという取組実績は読み取れるが、このことに対する分析や考察という部分が記載されていない。他の項目でも同じような記載になっているが、「引き続きこのようなことを行っていく」ということが記載されているだけで、どのような効果が得られたかという分析や考察の部分が記載されていないため、次の施策につなぐ布石になっていか

ないことがもったいない。

資料のまとめ方そのものは、進捗管理という意味では非常に分かりやすいが、大項目と KPI の関連性が見えないこと、それぞれの取組がどのように KPI に繋がっていくのかということが不明確であり、それぞれの取組の成果でどれくらい KPI が上がったということが事業を実施している側や教育委員会の他部署にも分からず、一体感がなくなってしまうということが懸念される。KPI を設定することやアンケートで調査を行うというところはかなり難しいと思うが、行政だけで考えるのではなく、米澤会長等研究機関の方からもアドバイスをいただきながら、しっかり考えていただきたい。

【事務局】 行政経営戦略における子ども・子育て支援事業計画の指標ということで KPI を設定しており、資料 1-1 の P.3 でお示ししているように、保育所等の待機児童数、学童保育室の待機児童数、就学前児童数、「地域で子どもを見守り育む環境が整っていると思う」と回答した市民の割合という 4 点を設定している。進捗管理においては、大項目に関連のある KPI をそれぞれ表示するという構成になっている。

委員からは大変重要な視点でご指摘をいただいたと考えている。項目の設定の仕方等の改善については、行政経営戦略を所管する企画部門とともに今後検討していきたいと考えている。また、中項目の見直しや各事業の記載内容について、毎年各課が企画部門と調整を行っているが、この子ども・子育て支援事業計画に限らず、他の計画でも同じような記載の仕方になっている可能性もあるため、こちらについても企画部門と共有を図って今後改善していきたいと考えている。

【委員】 プレママサロンについて 1 点要望を述べさせていただく。「プレママサロンを引き続き実施する」との記載であるが、キッズぽてとでもパパママ講座を実施しており、毎月たくさんの利用者がいる。募集の枠がすぐ埋まり、募集の枠と同じだけのキャンセル待ちという状況であることから、引き続きという以上に、新たに土曜日等の開催日を設定するなどしていただきたい。

【会長】 いただいた意見は、それぞれの子育て支援の立場から現場の声として出していただき、どれも大事なポイントであった。特に、効果検証をどのようにわかりやすく提示していくかということは、市が子育て支援に頑張っている取り組みの広報にもつながると思う。

案件 2 学童保育における高学年保育の実施及び保育料の改定等について

(資料 2-1、2-2)

【事務局】 -案件について説明-

【委員】 高学年保育の実施について、4 年生だけではなくて今後も実施できるところからでいいのでどんどん進めていただきたい。

学童保育料の改定について、資料 2-1 にはきょうだい利用の減免については記載さ

れているが、その他に減免はないのか。物価高騰でどの世帯も大変な中、今保育料が上がることは、生活が厳しい家庭では困ることだし、そういう家庭こそ学童保育が必要である。母子父子家庭等の減免制度はないのか。

【事務局】 現在も減免制度は設けており、基本保育料の部分に限るが生活保護受給世帯や市民税非課税世帯については10割減免、所得税非課税世帯については5割減免で運用している。この減免制度は学童保育料が改定しても変わらず運用する。

【委員】 資料2-2の府内他市町村の状況の高学年保育欄を見ると、3年生までしか実施していないのは摂津市だけであり、このことは非常に恥ずかしいことだと思う。今回はとりあえず4年生までということだが、他市町村が6年生保育を実施できているので、摂津市もそこまでは目指していただきたい。働く女性を増やそうと謳っている割には、この問題はすごくお粗末なことである。案件1の進捗管理内の大項目「子ども・子育てを支援する環境づくり」の話にもあてはまることで、働き手を支えるという意味では学童保育の定員が増えたり高学年保育が実施できれば、親の仕事環境の改善に繋がると思う。

また、高学年（4年生）保育を実施するのは鳥飼地域のみであるが、同じ市域で同じ市民サービスを受けられないのはどういうことなのか。本気で学童保育を広めたいと思うのなら、もっと広い視野で考えてもらいたい。何でも一から作ろうとか人材がないということだが、保育所や介護事業所等の空き部屋を利用したデイサービスという方法も考えられるのではないか。お子さんを学童保育室に預けている医療従事者からも、3年生までの保育はつらい、4年生でも1人で留守番は厳しい、できれば6年生まで学童保育に預けたいとよく耳にする。一刻も早く学童保育の課題に取り組んでいただきたいと思う。

【事務局】 高学年（4年生）保育をまず鳥飼地域で実施するという事は、保育室と指導員の確保が可能であるということが大きな理由である。今後、鳥飼地域以外の学童保育室にも拡大していく予定であり、最終目標として6年生保育の実施というところも見据えて進めていきたいと考えている。鳥飼地域で来年度実施することによって、入室希望者の割合や課題等が見えてくるところがあると思う。それらを検証し、今後の必要な保育室数等をシミュレーションして、次年度以降の拡大に努めていきたい。

【委員】 学童保育のサービスの量を提供していくということが大事であることは承知した上で、建物の環境改善等の保育の質の向上も非常に重要だと考える。

【委員】 保育料の改定について、2人目以上を半額にするということは、個人的にはやめた方がいいと考えている。1人利用する人が増えたらその分の経費が多くかかり、2人目は半額の手間で済むわけではないことから、保育料は経費としてしっかり徴収するべきだと思う。また、施設毎にしっかりと収益がとれることが大前提だと考えており、人の確保や様々な取組を行うにはお金が必要なので、マイナスにならないような設定が大切である。経済状況が厳しい家庭に対しては、市全体としてのサポートが必

要であり、学童保育を所管する子育て支援課だけが対処する問題ではない。

案件3 小規模保育事業公募に係る選定結果について（資料3）

【事務局】 -案件について説明-

（委員からの意見なし）

案件4 その他

【委員】 摂津市保育連盟から、摂津市に提出した要望書について、皆様に共有したい。

摂津市は待機児童の問題がまだ解決できていない一方で、日本の市町村の7～8割が待機児童を解消しているという状況があり、保育連盟としても忸怩たる思いがある。待機児童解消に向けた保育連盟としての考えというものを、子ども・子育て会議の委員の皆様にも共有をしたい。

保育人材の確保に関する総合的な対策として、近隣の自治体では新たに勤める保育士に5年で90万円を支給する給付金の制度を作られた。摂津市では、以前は新規採用保育士に10万円を支給する制度があったが、今はない。来年の採用についてはかなり厳しい状況になっていることから、新規に採用される保育士に対する条件を他市と揃えていただきたい。

次に、昨今の水道光熱費に対しての物価の上昇は、保育施設にも少なからず影響を与えている。これへの対応として、地方創生交付金というものが各自治体に交付されており、そのメニューの1つに医療や福祉分野における物価高騰への支援があるが、摂津市では別の施策に使われて医療や福祉分野には下りてきていない。

また、インクルーシブ保育が非常に重要であると言われていた中で、障害をお持ちのお子さんに加配保育士をつけるかどうかの決定が、摂津市では3月となっている。これは、4月から保育を開始するにはギリギリのタイミングである。他市では11月に決まっているところもある。インクルーシブ保育を実現するためにも、改善が図られないか、お力添えを賜りたい。

【事務局】 待機児童の解消に向けては、保育の受け皿の整備と保育士の確保が重要だと認識している。要望いただいている新規採用保育士に関する施策については、近隣自治体の状況を踏まえて検討してまいりたい。

また、障害児保育については、北摂の自治体に対して、加配の決定の方法や補助金といった総合的な調査を行っているところであり、その結果を踏まえて総合的に判断してまいりたい。

【事務局】 既に委員の皆様にはメールで報告させていただいてはいるが、令和5年度第1回子

ども・子育て会議において、小規模保育事業の認可について審査いただいたが、その後の経過について改めて報告させていただく。

前回、令和5年5月22日に実施した子ども・子育て会議において、認可申請について委員の皆様からご意見をいただいた。その内容を踏まえ、令和5年5月29日に本市から申請者に対して、「小規模保育事業の認可に係る摂津市子ども・子育て会議の意見について」という文書によって会議の意見を通知するとともに、認可申請書類の追加や補正を求めた。その後令和5年6月7日、申請者からメールによって、認可申請を保留にするという旨の連絡が入った。それに対して本市から、認可申請の保留は申請の取下げ扱いとなるという旨の連絡をしたところ、申請者からの異論はなかった。以上の経過を、令和5年6月9日に子ども・子育て会議の会長及び委員の皆様にもメールにて報告をさせていただいた。令和5年度第1回子ども・子育て会議での案件となっていた小規模保育事業の認可については、以上のような結果となっていることを報告させていただく。

【会長】 予定した案件が全て終了した。

【事務局】 次回の会議については未定であるが、開催が決まり次第委員の皆様には通知をさせていただきます。

【会長】 では、以上をもって子ども・子育て会議を終了とさせていただきます。